

第46回全国育樹祭茨城県実行委員会協賛要領

(趣旨)

第1条 この要領は、第46回全国育樹祭（以下「育樹祭」という。）の開催趣旨に賛同する企業や団体、個人（以下「企業等」という。）が、育樹祭及び関連行事（以下「育樹祭行事」という。）に協賛する際の取扱いについて、必要な事項を定める。

(協賛)

第2条 この要領において協賛とは、企業等が第46回全国育樹祭茨城県実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対して行う次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 物品協賛
育樹祭の準備及び運営等に要する物品の提供。
- (2) 役務協賛
育樹祭の準備及び運営等に要する役務の提供
- (3) 広報・PR協賛
育樹祭行事の広報及びPR活動への協力。
- (4) 金銭協賛
育樹祭の準備及び運営等に要する金銭の提供。

2 前項第1号から第3号に規定する協賛の内容については、協賛を申し込もうとする企業等（以下「申込者」という。）と実行委員会とが協議し決定するものとする。

3 第1項第4号に規定する金銭協賛（以下「協賛金」という。）については、原則として、1口1万円以上とする。

(申込受付期間)

第3条 協賛の申込みを受け付ける期間は、令和4年7月13日から令和5年8月31日までとする。

(協賛の申込等)

第4条 第2条第1項第1号から第3号により協賛される物品等（以下「協賛品等」という。）の申込者は、あらかじめ「第46回全国育樹祭協賛申込書」（別記様式第1-1号）を実行委員会会長に提出するものとする。ただし、実行委員会会長が提出の必要がないものと認めた場合、申込書の提出を省略することができるものとする。

2 協賛金の申込者は、あらかじめ「第46回全国育樹祭協賛申込書」（別記様式第1-2号）を実行委員会会長に提出するものとする。

3 複数の申込者から同一若しくは同類の協賛品等の申込があり、かつ、必要数以上となった場合には、申込受諾の可否について、協賛品等の申込状況や申込順を勘案し、総合的に判断する。

4 実行委員会会長は、第1項から第2項の申込書の提出があった場合であって、第11条各号のいずれにも該当しないと認められるときは、速やかに申込書を受理するとともに、申込者が受理通知書の発行を希望する場合は、実行委員会は、速やかに「第46回全国育樹祭協賛申込受理通知書」（別記様式第2号）により受理した旨を通知するものとする。

(協賛品等の納入等)

第5条 協賛品等の申込者は、実行委員会が指定する方法（期日を含む）により、協賛品等を納入するものとする。

2 実行委員会は、協賛品等の申込者が受納書の発行を希望する場合は、協賛品等受納後、速やかに実行委員会会長名の受納書を発行するものとする。

(役務協賛)

第6条 第2条第1項第2号に定める役務協賛の申込者は、原則として、協賛内容の詳細について、事前に実行委員会と協議の上、役務の提供を行うものとする。

(広報・PR協賛)

第7条 第2条第1項第3号に定める広報・PR協賛の申込者は、原則として、協賛内容の詳細について、事前に実行委員会と協議の上、広報・PRを行うものとする。

(協賛金の納入等)

第8条 協賛金の申込者は、原則として、実行委員会が指定する金融機関へ口座振込により、令和5年8月31日までに協賛金を納入するものとする。

2 協賛金の受領書は、原則として、金融機関が発行する振込金受取書等で代えるものとする。ただし、申込者が受領書の発行を希望する場合は、実行委員会は協賛金受領後、速やかに実行委員会会長名の受領書を発行するものとする。

(協賛の特典等)

第9条 協賛を行った者のうち、協賛金の提供を行った者への特典は、別表第1「協賛者特典一覧表」（以下「特典一覧」という。）に掲げるものとする。

2 協賛品等の提供を行った者への特典は、実行委員会が、協賛の内容から換算した金額に応じ、前項に準じた特典とする。

3 企業等が複数回協賛した場合は、その合計金額に応じた特典とする。

4 実行委員会は、特典一覧に掲げるもののほか、必要に応じ、協賛者への特典を追加することができるものとする。

(協賛金の使途)

第10条 協賛金は、その全てを次に掲げる経費に充てることとする。

- (1) 育樹祭行事を広く県民に周知するために要する経費
- (2) 育樹祭行事の参加者への配布物等のおもてなしに要する経費
- (3) 県産木材の利用促進等の育樹祭行事の会場設備等に要する経費
- (4) その他育樹祭行事の開催準備に要する経費

(協賛の不受理等)

第11条 実行委員会会長は、申込者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、協賛を受理しないものとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とする者、又は育樹祭を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れのある者

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認められる者。
- (3) 法令又は公序良俗に反する者
- (4) 育樹祭について、品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げる恐れのある者
- (5) その他、実行委員会会長が不相当と判断する者

2 実行委員会会長は、協賛金又は協賛品等を受領後に、協賛者が前項の各号に該当するに至った場合又は該当することが判明した場合は、協賛を取り消すものとし、協賛者に対してその旨を通知するとともに、原則として、協賛金及び協賛品等を返戻する。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、協賛の取扱いに必要な事項は、実行委員会事務局長が別に定める。

付 則

この要領は、令和4年7月13日から施行する。

別表第1（第9条関係）

協賛者特典一覧表

特典の内容	100万円 以上	50万円 以上	10万円 以上	1万円 以上
(1) 式典プログラムへの掲載	大	中	小	—
(2) 協賛者ボードへの掲載	○	○	○	—
(3) 大会ホームページへの協賛者名掲載と協 賛者ホームページへのリンク ※個人の場合は名称掲載のみ	大	中	小	名称掲載 のみ
(4) ロゴマーク等の利用	○	○	○	○
(5) 感謝状の授与	○	—	—	—

※ 協賛物品や役務の提供等の場合も換算して上記と同様の取扱いを行う。

※ 協賛の金額に応じて、式典への参加枠の優先確保、おもてなし広場でのブース出展枠（希望者）の優先確保等を行う場合がある。

【留意事項】

- 1 特典一覧の(1)の掲載は、協賛金額の区分ごとに文字の大きさを変更する。
- 2 特典一覧の(1)の掲載順位は、協賛金額に応じて調整する。
- 3 特典を希望しない場合には、その旨を実行委員会へ申し出ること。
- 4 特典一覧(1)から(3)の広告の実施期間については以下のとおりとする。
 - ① (1)及び(2)は、式典開催日
 - ② (3)は、協賛品等の提供以降、令和5年12月頃まで

第46回全国育樹祭協賛申込書

令和 年 月 日

第46回全国育樹祭茨城県実行委員会
会長 大井川 和彦 様

（申込者）

住所又は所在地：

名称又は氏名：

代表者（役職・氏名）：

第46回全国育樹祭への協賛について、第46回全国育樹祭茨城県実行委員会協賛要領第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり協賛を申し込みます。

記

1. 協賛の形態（該当する項目を○で囲んでください）

ア. 物品協賛 イ. 役務協賛 ウ. 広報・PR協賛

2. 協賛の内容

ア. 物品協賛

品名		数量	
規格等		提供方法	
経費		納入可能日	令和 年 月 日

イ. 役務協賛、ウ. 広報・PR協賛、

内容			
経費		実施予定日	令和 年 月 日

3. 申込者連絡先

所属		担当者 職氏名	
電話	- -	ファックス	- -
メール	@		

別記 様式第1-2号 (第4条関係) (金銭賛金)

第46回全国育樹祭協賛申込書

令和 年 月 日

第46回全国育樹祭茨城県実行委員会
会長 大井川 和彦 様

(申込者)

住所又は所在地:

名称又は氏名:

代表者(役職・氏名):

第46回全国育樹祭への協賛について、第46回全国育樹祭茨城県実行委員会協賛要領第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり協賛を申し込みます。

記

1. 協賛の内容

金額	円	入金予定日	令和 年 月 日
----	---	-------	----------

2. 申込者連絡先

所属		担当者 職氏名	
電話	- -	ファックス	- -
メール	@		

別記 様式第2号（第4条関係）（申込受理書）

育茨実第 号
令和 年 月 日

様

第46回全国育樹祭茨城県実行委員会
会長 大井川 和彦

第46回全国育樹祭協賛申込受理書

令和 年 月 日付けで申し込みのありました「第46回全国育樹祭」への協賛については、下記のとおり受理しました。

記

1. 受理年月日 令和 年 月 日
2. 協賛の形態 物品協賛、役務協賛、広報・PR協賛、金銭協賛
3. 協賛の内容